

## 第4章 どのように地域福祉を推進していくのか

### 1. 安全・安心なまちづくり

#### 1-1. 健康増進と保健医療の充実

##### 【現状と課題】

健康は、誰もが安全・安心に暮らすための重要な要素の一つで、地域福祉の推進においても重要な要素となるものです。年々、健康に対する意識は高くなっていますが、生活習慣の変化や高齢者の増加等により、生活習慣病<sup>32</sup>に対するリスクが増加傾向にあります。

健康づくりに関しては、市民自らが「自分の健康は自らづくり・守る」ことを心がけることが重要であり、誰もが健康に関心を持ち、自分自身で行動し、地域の中で支え合い、取り組む必要があります。

生活習慣病については、日々の生活を見つめなおし、自分と向き合い、規則正しい習慣を身につけるとともに、各年代における健康診査<sup>33</sup>やきめ細かな保健指導<sup>34</sup>が必要です。

少子高齢化や社会情勢の変化などに伴い、市民の医療に対するニーズは、多様化・高度化しています。また、休日・夜間を問わず、誰もが病気になる可能性があります。このような状況の中で、すべての市民が安心して暮らしていくためにも、身近で受けられる医療機関、救急病院などの情報の提供に努め、地域医療環境の充実を図る必要があります。

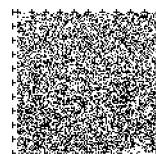
##### 【市民の声】

- ・ 高齢者の健康の集いのリーダーを市が派遣して欲しい。リーダー養成も含めて、健康づくりの意識を高める。
- ・ 小児夜間救急診療は、夜間病院で無いことを広報等を通じて周知すべき。

<sup>32</sup> 「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群」と定義されていて、具体的な生活習慣病としては、むし歯や歯周病、糖尿病、循環器病(心臓病や脳血管の病気、およびその危険因子である脂質異常症や高血圧など)、そして“がん”などのことをいう。

<sup>33</sup> ①健康増進法に位置付けられる各種健診(検診)(1)がん検診(2)歯周疾患検診(3)骨粗鬆症検診(4)肝炎ウイルス検診(5)健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める生活保護世帯者に対する健康診査、②高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診等、③母子保健法に基づく母性、乳幼児に対する健康診査のことをいう。

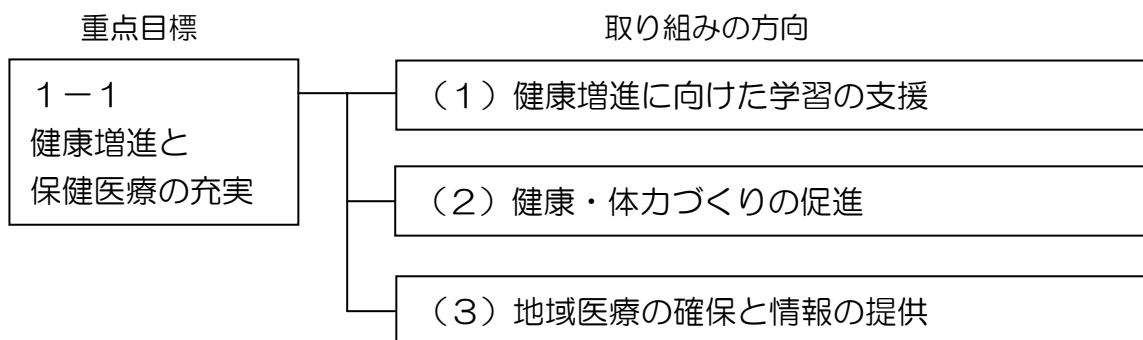
<sup>34</sup> ①生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方その他健康に関して必要な事項についての健康教育、心身の健康に関する個別の健康相談、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的とした訪問指導。②特定健康診査の結果、生活習慣病の発症のリスクがあり、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを実施する特定保健指導。③妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して行う保健指導などのことをいう。



【施策の方向】

各種健診（検診）、予防接種、保健指導などの保健事業及び介護予防事業<sup>35</sup>の充実を図るとともに、地域でのリーダー育成に努め、市民が主体的に行う健康づくりの活動を支援し、地域での健康づくり活動を推進します。

【施策の体系】



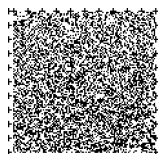
【主な実施方策】

1-1-1 (1) 健康増進に向けた学習の支援	
地域における健康意識啓発のため学習機会を提供します。	
内 容	主体となる機関等
① 健康づくりや生活習慣病予防のための教室、出前健康講座を実施します。 ・「佐倉市健康増進計画（健康さくら 21）」に基づき地域住民の健康づくりや生活習慣病予防のための教室や出前健康講座を実施します。	市（健康こども部）

1-1-1 (2) 健康・体力づくりの促進	
一人ひとりが健康に関心を持ち、自分自身で行動する機会を提供します。また、各種健診（検診）等の保健事業を充実させるとともに、正しい知識の普及啓発を図り、疾病の予防、早期発見、重症化の防止などを推進します。	
内 容	主体となる機関等
① スポーツ・レクリエーション等の健康づくり活動を支援します。 ・ヘルスプロモーション <sup>36</sup> の考え方をとり入れ、スポーツ・レクリエーション等による健康づくりプログラムや活動を促	市（健康こども部） 教育委員会

<sup>35</sup> 元気な高齢者になるべく要介護状態に陥らないように、また、現在介護が必要な方もそれ以上悪化させないようにする取り組み。

<sup>36</sup> WHO（世界保健機関）が1986年のオタワ憲章において提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されている。



<p>進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>総合型地域スポーツクラブ<sup>37</sup></b>等を活用した健康増進に向けた支援施策、制度を充実します。</li> <li>・ 民間による高齢者のふれあい事業や健康増進事業への支援を促進します。</li> </ul>	
<p>② 介護予防の普及啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防教室、イベント、出前講座等の実施により、介護予防に関する知識の普及を図ります。</li> <li>・ 家庭でも気軽にできる「<b>佐倉ふるさと体操<sup>38</sup></b>」等の普及に努め、自主的な活動を促進します。</li> </ul>	市（福祉部）
<p>③ 地域で活躍できる健康づくりのリーダーを養成します。</p>	市（健康こども部）
<p>④ 禁煙、受動喫煙防止を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁煙運動を強化するとともに受動喫煙問題の啓発活動を行います。</li> </ul>	市（健康こども部）
<p>⑤ 健診（検診）、予防接種などを充実します。</p>	市（健康こども部）

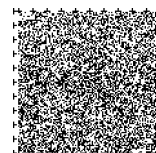
<p>1-1-（3）地域医療の確保と情報の提供</p>	
<p>休日・夜間の診療体制を確保します。また、身近で受診できる医療機関の情報を的確に把握し提供します。</p>	
<p>内 容</p>	<p>主体となる機関等</p>
<p>① 休日・夜間の診療体制を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康管理センターにおける<b>小児初期急病診療所<sup>39</sup></b>、<b>休日夜間急病等診療所<sup>40</sup></b>等の維持・充実を図ります。</li> </ul>	市（健康こども部）
<p>② 医療機関情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小児初期急病診療所、休日夜間急病等診療所等の休日・夜間の診療情報を含め、医療機関についての適切な情報提供を行います。</li> </ul>	市（健康こども部）

<sup>37</sup> 地域住民が主体的に運営するスポーツクラブで初心者から競技者まで、子どもから高齢者までの誰もがそれぞれのレベルなどに応じていつでも活動できるスポーツクラブ。

<sup>38</sup> 「ふるさと」の歌に合わせて、誰もが手軽に行えるよう考案された体操。佐倉にちなんだ動きが取り入れられている。

<sup>39</sup> 時間外における子どもの救急医療を確保するため、地元医師会の協力により、小児科（内科系疾患）専門の初期救急医療機関として、平成 14 年 10 月 1 日から日曜・祝日、年末年始は午前 9 時から午後 5 時まで、また毎日午後 7 時から翌朝の 6 時まで診療を行っている。

<sup>40</sup> 日曜日、祝日、または 12/29～1/3 の年末年始の休日の夜間などの通常の医療機関が診療を行っていない時間外の医療を確保するための診療業務。



## 1. 安全・安心なまちづくり

### 1-2. 安全で暮らしやすいまちづくり

#### 【現状と課題】

佐倉市の一部の地域では、既存バス路線の撤退等により、交通手段が少ない交通不便地域となっているだけでなく、住民の高齢化に伴い、車の運転ができなくなるなど、今後さらに交通に不便を感じる人が増加すると考えられます。また、歩いて行ける範囲で日常生活に必要な買い物をする場所が少ないなど、生活に不便な地域も多くなると予想されます。このような状況の中で、誰もが気軽に利用できる公共交通機関、移動手段の確保が必要です。

バリアフリーについては、行政や民間事業者の整備事業として、駅や周辺地区、公共機関の建物に点字ブロック<sup>41</sup>、スロープ<sup>42</sup>、エレベータの設置等を進めています。これからも、バリアフリーやユニバーサルデザインの考えをとり入れた整備を進めていくことが必要です。

防犯・防災活動については、これまででも自治会・町内会等や地域ボランティアによる防犯パトロール・防災訓練の実施など、地域防犯・防災に対する取り組みが行われています。一方で、市民の暮らしを脅かす犯罪も多発しており、この状況を抑制するために、地域住民と市、関係機関の連携や、市民一人ひとりの防犯意識の向上、地域での自主的な防犯活動の充実が期待されます。

#### 【市民の声】

- ・ ショッピングセンター等が近くに無くて不便（多数）。今は車の運転ができるが、高齢になると移動手段が無くなり、不安。
- ・ バスの本数を増やして欲しい（高齢になると車に乗れないようになる）。
- ・ 介護タクシー・移動サービスが使いづらい。
- ・ 高齢者・障害者が（車椅子で）外出しやすい道路・歩道のバリアフリー。
- ・ 街路灯が少なく、暗くて危険。

#### 【施策の方向】

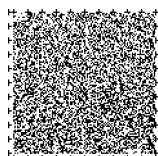
交通不便地域解消について、公共交通としてのバス路線網の整備充実を要請するとともに、佐倉市循環バス<sup>43</sup>やデマンド交通<sup>44</sup>の運行維持に努めます。また、

<sup>41</sup> 視覚障害者の方がより安全に外を歩行できるように、歩道や床面等に敷設されるブロック（プレート）。

<sup>42</sup> 傾斜した道路、あるいは、通路。斜路・傾斜路とも言う。車椅子などのほか、人が通行するところでも階段での上り下りが適さない場合に設けられる。

<sup>43</sup> 内郷地区と飯野地区で、路線バスの廃止に伴い、平成15年12月から運行を開始したコミュニティバス。（佐倉市がバス事業者に委託して運行するバス）

<sup>44</sup> タクシーの便利さと路線バスの手軽さを併せ持つ新しい交通システム。路線バスなどの公共交通機関のまばらな地区で、交通の便を改善する効果が期待されている。

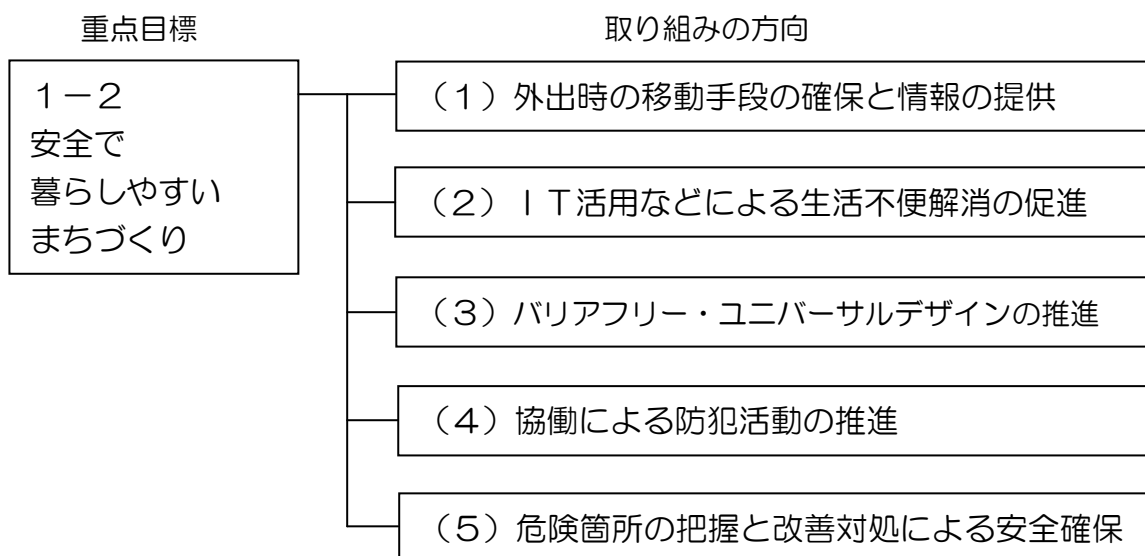


移動が困難な高齢者や障害者等に対する移動手段の確保を支援します。

バリアフリー化・ユニバーサルデザインを更に進め、安心して暮らせるまちづくりを促進します。

犯罪等の発生を抑制するために、警察など関係機関と連携を図りながら、市民への防犯意識の啓発を行うとともに、地域による自主防犯活動を支援します。

【施策の体系】

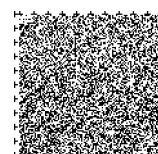


【主な実施方策】

1-2-1 外出時の移動手段の確保と情報の提供	
公共交通手段の少ない地域での外出・移動手段を確保するとともに、移動が困難な高齢者や障害者等に対して <b>移動サービス</b> <sup>45</sup> 等の情報を提供します。	
内 容	主体となる機関等
① 循環バスの運行を継続し、デマンド交通の維持・促進に努めます。	市（市民部）
② 多様な交通手段を検討します。 ・ 交通不便地域解消に向けて市民要望、利用実態を勘案した多様な交通手段を検討します。	市（市民部）
③ 移動サービス等の内容を分かりやすく紹介します。 ・ 移動サービスや <b>福祉タクシー</b> <sup>46</sup> についての情報を分かりや	市（福祉部） 市社協

<sup>45</sup> 一般公共交通機関を利用しにくい高齢者、障害者などに福祉車両等を用いて、その移動交通手段を保障しようとするサービス。

<sup>46</sup> 道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、車椅子に乗った人など、障害のある人の移動のために、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の



第4章 どのように地域福祉を推進していくのか

<p>すく紹介します。          (社会福祉協議会等の移動サービス、タクシー会社やNPO等の福祉タクシーによる外出支援サービスなど)</p>	<p>移動サービス等事業者</p>
--	-------------------

1-2-(2) IT活用などによる生活不便解消の促進

日常生活での買い物が困難な高齢者等の生活不便解消のため、新しいしくみづくりを検討します。

内 容	主体となる機関等
<p>① <b>買い物弱者</b><sup>47</sup>対策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来るべき高齢社会を視野に、インターネットの活用等による買い物弱者対策を推進します。</li> <li>・ NPOによる移動販売、宅配サービス等((例) <b>コミュニティビジネス</b><sup>48</sup>)の新しいしくみづくりを検討するとともに情報提供を行います。</li> </ul>	<p>市(福祉部) 民間事業者</p>

1-2-(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

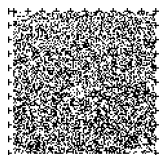
バリアフリーやユニバーサルデザインによる公共施設等の整備・改修を促進します。また、安全で快適な道路環境の整備など各種事業の促進を図ります。

内 容	主体となる機関等
<p>① 道路、施設のバリアフリーやユニバーサルデザインマップを作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、施設のバリアフリーやユニバーサルデザインマップを作成(随時更新)し、ホームページ等で情報を提供します。</li> <li>・ 市だけでなく県、民間事業者も含めて安全・安心に外出できる環境エリアの情報を共有するとともにバリアフリーやユニバーサルデザインの整備拡大を推進します。</li> </ul>	<p>市(福祉部、土木部、都市部、資産管理経営室) 民間事業者</p>
<p>② 安全・安心に利用できる道路環境を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障害者を始めとし誰もが安全・安心に利用できる道路環境を充実します。</li> <li>・ モデル地区の設定等を行い、整備を促進します。</li> </ul> <p>1) 歩車道の段差解消など利用しやすい道路の整備</p>	<p>市(土木部)</p>

運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。

<sup>47</sup> スーパーの閉店や商店街の衰退などにより、日常の買い物が困難な状態におかれている人々。

<sup>48</sup> 社会的課題を市民自らが当事者意識を持ち、ビジネスとしての事業性を確保しつつ課題を解決しようとする活動。「地域活性化・まちづくり」「障害者・高齢者・子育て等支援」「保健・医療・福祉」「安全・安心(防災・防犯)」などの広い分野での取り組みが始められている。

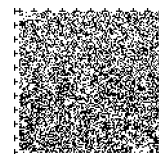


<p>2) 狭い道での歩行空間の確保（電柱の位置検討、側溝蓋設置、着色歩道）</p> <p>3) 点字ブロックの設置</p> <p>4) 長い坂道等における休憩場所確保の検討</p> <p>③ 施設のバリアフリーやユニバーサルデザインを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設ばかりでなく、一定規模の民間施設にもバリアフリーやユニバーサルデザインの推進を働きかけます。</li> <li>・ 災害時の避難場所、選挙投票所、敬老会等の会場となる学校体育館等は、公益性や集客規模を勘案し整備の充実を図ります。</li> </ul>	<p>市（都市部） 教育委員会 民間事業者</p>
---	-----------------------------------

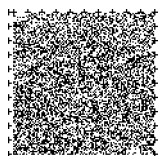
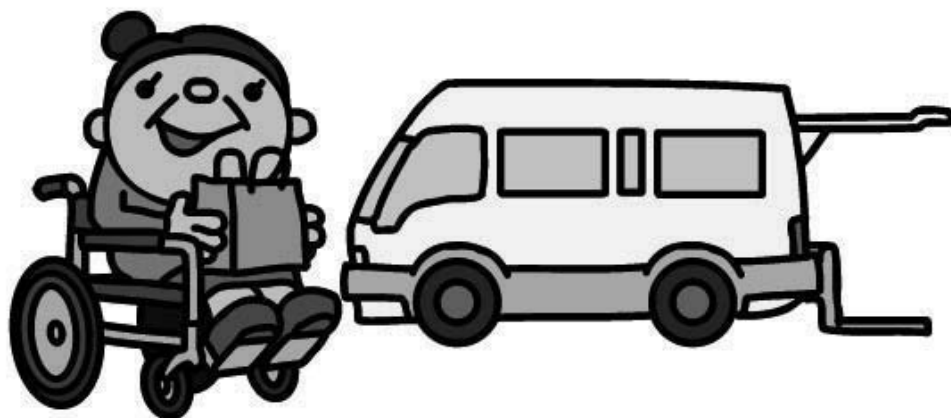
<p>1-2-(4) 協働による防犯活動の推進</p>	
<p>地域での防犯活動を支援するとともに、地域住民と市・関係機関が連携して、防犯活動に取り組みます。</p>	
<p>内 容</p>	<p>主体となる機関等</p>
<p>① 自治会・町内会等、ボランティア団体による自主防犯活動の組織化を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のパトロール等を行う自主防犯活動の組織化を支援し、市の全域をカバーすることを目指します。</li> </ul>	<p>市（市民部）</p>
<p>② 行政と住民等の連携による不審者情報や危険情報を共有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不審者情報や危険情報（事故・事件、発生場所等）を共有します。</li> <li>・ 地域での防犯活動リーダーを育成します。</li> <li>・ 『子ども110番の家<sup>49</sup>』の取り組みを自治会・町内会等地縁組織<sup>50</sup>と連携した全域的な運動として展開します。</li> <li>・ 学校・PTA・スクールガードボランティアによる子どもの見守り活動を地域全域に展開します。</li> </ul>	<p>市（市民部） 教育委員会 自治会・町内会等 住民</p>

<sup>49</sup> 子どもが「誘拐や暴力、痴漢」など何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子供たちの安全を守っていくボランティア活動。

<sup>50</sup> 自治会・町内会等の居住地域を中心として活動する組織・団体。



1-2-(5) 危険箇所の把握と改善対応による安全確保	
暗い夜道などの危険箇所を把握するとともに、道路照明・街灯の設置などにより改善し安全確保に努めます。	
内 容	主体となる機関等
① 不安な暗い夜道の解消（道路照明・街灯の整備・補修）に努めます。 ・ 行政設置の道路照明の現況を把握し、適切に整備、補修を行います。 ・ 自治会設置の街灯の現況を把握し、適切に整備、補修されるよう補助を行います。	市（土木部） 自治会・町内会等





# 1. 安全・安心なまちづくり

## 1-3. 地域における生活支援体制の充実

### 【現状と課題】

住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活するためには、自立支援、在宅支援のより一層の充実を図る必要があります。

佐倉市では高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉に関する個別の計画を策定し、それぞれに沿った福祉の施策や事業を進めています。しかし、近年の高齢化の進展や核家族化など社会情勢の変化にともなう福祉ニーズの多様化、さらには各福祉分野での制度変更などにより、それに対応するための施策の充実やしくみづくりが求められています。

このような中で、高齢者福祉や障害者福祉においては、住み慣れた地域で自立した生活をおくることができるよう、在宅サービスの充実や家族介護者への支援、介護予防の支援がますます重要となってきました。

また、核家族化など家庭環境の変化にともない、子育ての孤立化、育児不安など、子育てに対する不安を軽減する必要があります。さらに、女性の就業率の高まりや就労形態の変化にともない、保育ニーズも年々多様化してきており、待機児童を減らすとともに、利用者の立場に立った保育サービスの拡充が求められています。

### 【市民の声】

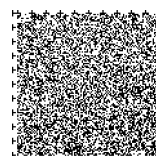
- ・ 高齢者福祉施設の充実を希望。(多数)
- ・ 介護の担い手の不足と介護者の精神的ケアが必要。
- ・ **老老介護**<sup>51</sup>が増えている。介護技術の講習会を開催してもらいたい。
- ・ 今は親と一緒に住んでいるが将来ひとりになった時に相談する場所が欲しい。困った時に頼める人が欲しい。(障害者)
- ・ 日・祝日の保育サービスや病児・病後児の保育サービスを充実してほしい。

### 【施策の方向】

高齢者や障害者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、保健、医療、福祉、介護の連携を強化し、それぞれの福祉ニーズに対応するとともに、適切な相談体制の充実、情報提供に努めます。

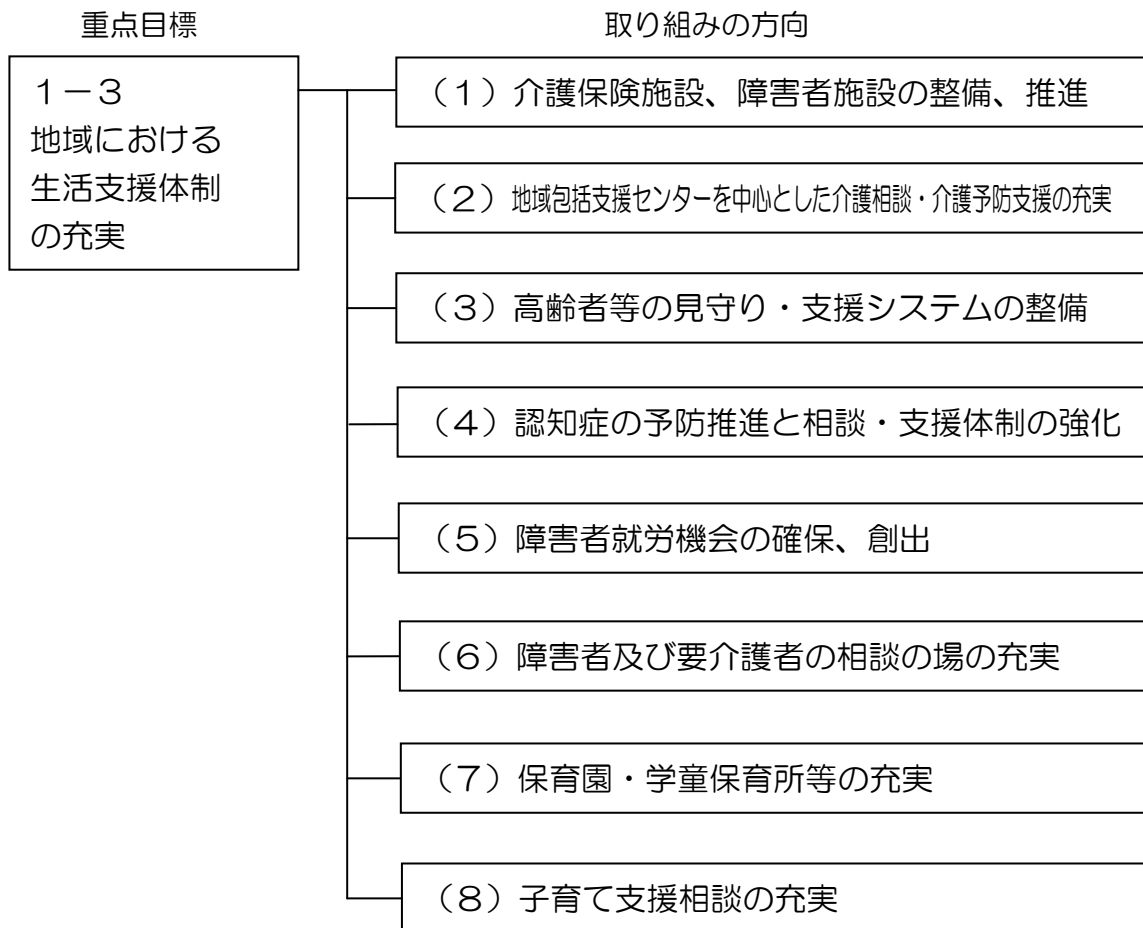
共働き家庭やひとり親家庭など、すべての子育て家庭が安心して子育てができ

<sup>51</sup> 高齢者が高齢者の介護をせざるを得ない状況のこと。高齢化が進む中、高齢のご夫婦同士や高齢の子どもがより高齢の親を介護せざるを得ない状況が深刻化している。



るように、子育てに関する悩みや不安の軽減、情報の提供に努めます。また、地域における子育ての相互援助を支援します。

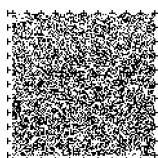
【施策の体系】



【主な実施方策】

1-3-1 介護保険施設 <sup>52</sup> 、障害者施設の整備、推進	
介護保険施設、障害者施設の整備を進めます。	
内 容	主体となる機関等
① 介護保険施設、障害者施設の整備を進めます。 ・ 「佐倉市高齢者福祉・介護計画」に基づき、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を促進します。 ・ 「佐倉市障害者計画」に基づき、障害者の地域社会への参加を促す施設・環境の整備を促進します。	市（福祉部）

<sup>52</sup> 介護保険サービスで利用できる施設。介護保険法に基づいて都道府県知事の指定（許可）を受けた施設のこと。介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養型病床群など）の3種類があり、要介護認定を受けた人が利用できる。

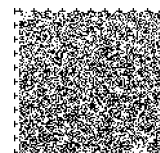


1-3-(2) 地域包括支援センターを中心とした介護相談・介護予防支援の充実	
市内5か所（日常生活圏域）にある地域包括支援センターを中心に、保健、福祉、医療、介護の連携を強化し、介護相談・介護予防を支援します。	
内 容	主体となる機関等
① 地域包括支援センターを中心として、高齢者及び介護者の支援を行います。 ・ 地域包括支援センターを中心として、地域の高齢者及び介護者のケアを含めた介護相談を充実します。 ・ 介護予防支援の充実を図ります。	市（福祉部） 地域包括支援センター
② 家族で介護する人のための介護技術の講習会等の充実を図ります。	市（福祉部） 地域包括支援センター

1-3-(3) 高齢者等の見守り・支援システムの整備	
要介護者、一人暮らし及び高齢者世帯などに不測の事態等が発生した場合における緊急対応体制を整備します。	
内 容	主体となる機関等
① 要介護者、一人暮らし及び高齢者世帯の見守り・支援システムを整備します。 ・ 高齢者の孤立、孤独死防止システムを構築します。 ・ 高齢者世帯、要支援者に不測の事態等が発生した場合における救急システムを構築します。（行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会・町内会等、ボランティア団体等の連携を図ります。） ・ 家族等の介護者に不測の事態等が発生した場合の緊急対応システムを構築します。	市（福祉部） 市社協 地域包括支援センター 民生委員・児童委員等 地区社協 ボランティア団体等

1-3-(4) 認知症 <sup>53</sup> の予防推進と相談・支援体制の強化	
認知症の予防や早期発見・診断・治療のため、認知症に関する正しい知識を啓発し、地域全体で支えるための体制を整備します。	
内 容	主体となる機関等
① 認知症の正しい知識の普及と認知症予防を推進します。	市（福祉部） 地域包括支援センター

<sup>53</sup> 成人に起こる認知（知能）障害であり、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性的に持続することによって日常生活に支障をきたした状態。



第4章 どのように地域福祉を推進していくのか

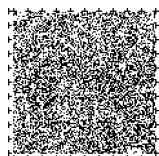
<p>② 認知症の相談支援体制を強化します。</p> <p>③ 認知症サポーター<sup>54</sup>を養成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種講座や講演会などを通じて、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を見守る応援者となる認知症サポーターの養成を推進します。</li> </ul> <p>④ 認知症ネットワーク<sup>55</sup>を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の早期発見・診断・治療につなげるため、医療機関や地域包括支援センター等の連携を強化します。</li> </ul>	<p>医療機関</p> <p>市（福祉部） 地域包括支援センター 医療機関</p> <p>市（福祉部） 地域包括支援センター 医療機関</p> <p>市（福祉部） 地域包括支援センター 医療機関</p>
---	---

1-3-(5) 障害者就労機会の確保、創出	
障害者の働く場所の確保と就労に向けた訓練などを支援します。	
内 容	主体となる機関等
<p>① 障害者の地域社会への参加を促す福祉的就労の場を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「佐倉市障害者計画」に基づき、障害者の地域社会への参加を促す福祉的就労の場の確保を促進し一般就労への移行を目指します。</li> </ul>	市（福祉部）

1-3-(6) 障害者及び要介護者の相談の場の充実	
障害者や要介護者の相談の場の確保に努めます。	
内 容	主体となる機関等
① 障害者及び要介護者の相談、情報提供の場を充実します。	市（福祉部）

<sup>54</sup> 認知症サポーター養成講座（認知症の住民講座）を受けた人のこと。認知症の正しい知識や付き合い方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援する人。

<sup>55</sup> 認知症の早期発見・診断・治療につなげるための、医療機関や地域包括支援センター等との連携。



1-3-(7) 保育園・学童保育所等の充実	
保育園の受け入れ枠の拡大などにより、待機児童ゼロを目指します。保育サービスの拡充について検討します。また、学童保育の充実を図ります。	
内 容	主体となる機関等
① 待機児童 <sup>56</sup> ゼロを目指して保育園を整備します。	市（健康こども部）
② 保育サービスを拡充します。 ・ 延長保育の充実を図ります。 ・ 一時預かり・特定保育を拡充します。 ・ 病児・病後児保育 <sup>57</sup> を実施します。	市（健康こども部）
③ 学童保育所 <sup>58</sup> を充実します。 ・ 未整備の小中学校区に学童保育所を整備します。 ・ 過密学童保育所を解消します。 ・ 全学童保育所で小学6年生までの受け入れを促進します。 ・ 保育時間の延長を検討します。	市（健康こども部）

1-3-(8) 子育て支援相談の充実	
子育てで悩みを抱えている方の相談等を充実します。また、ひとり親家庭を支援するため、必要な相談・援助体制の充実を図ります。	
内 容	主体となる機関等
① 地域での育児等の相談体制を拡充します。 ・ 子育て支援センター <sup>59</sup> 等による地域での育児等の相談体制を拡充します。	市（健康こども部）
② ひとり親家庭自立支援施策を充実します。 ・ ひとり親家庭の抱えている育児や生活に関する悩みごとの相談窓口を充実し、自立に必要な支援を行います。	市（健康こども部）

<sup>56</sup> 認可保育園へ入園申込をし、入園要件に該当しているが、入園待ちとなっている児童。

<sup>57</sup> 保育園に通園中の児童等が病気やその回復期にあり、集団保育の困難な期間、保育園や病院の専用スペースなどにおいて一時的に預かる事業。

<sup>58</sup> 保護者が仕事などのために昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与えることにより健全育成を図ることを目的とするもの。

<sup>59</sup> 親子で遊んだり、子育て仲間と情報交換をしたり、子育てについての悩みを保育士・保健師・栄養士に相談したりできる場所。

